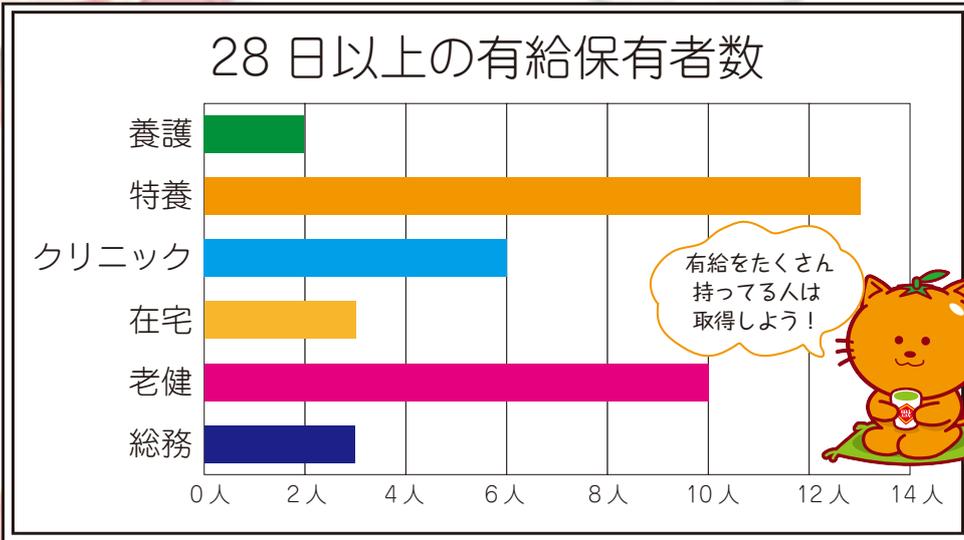




社会福祉法人福医会

有給休暇保有数 事業所別で保有数に差



「仕事が忙しく有給休暇が取れない」「取得状況はかなり個人差がある」
各事業所 そんな状態では、ないでしょうか？

2019 年より働き方改革に関する法案が改正され
「年次有給休暇の年 5 日取得」が義務付けられました。

年 5 日は有給休暇を 確実に取りましょう

有給申請は 1 週間前までに提出ですが、早めに申請し勤務計画
に影響がないようにご考慮お願い致します。

職員が年に 5 日の有給休暇取得ができていない場合に、
法人が時季を指定して有給休暇を取得して頂きます。

時季指定有給休暇

対象：年次有給休暇が 10 日以上付与される職員

※職員が自ら有給を 5 日取得場合は法人の時季指定は不要。

総務 - 190609



使用者の時季指定による取得



〇月×日に休んでください

使用者が職員に
取得時季の意見を聴取

職員の意見を尊重し
使用者が取得時季を指定

申請を受けた管理者が事業の正常な運営
に支障があると判断した際は職員の希望
日の変更をお願いする事がありますので
ご了承願います。



総務課
問い合わせ
西海市大島町 1876-59
0959-34-2288
総務課 矢野・小宮・岩田

管理部総務課発行 発行日 2019 年 9 月